

記者会見要旨
(2020年4月21日)

最近の協会、業界の動向について

1. 資料1に沿って説明します。3月からの日本公認会計士協会と公認会計士業界の主要な出来事を並べております。この中から主なものについてご説明いたします。
2. 3月以降、新型コロナウイルスの影響により、企業の決算に及ぼす影響が深刻になっていき、特に実地棚卸の立ち合いの困難さを認識してきましたので、定期的に大手法人等と監査の現場の状況について情報交換をして参りました。3月18日には「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その1)」を公表しました。
3. これは、平時において通常実施する手続が実施できない場合でも、感染拡大のリスクに留意しながら、代替的な手続を実施することによって、十分かつ適切な監査証拠を入手できないか可能な限り工夫して欲しいという趣旨になります。
4. そんな中、2月決算の監査については企業も監査法人も在宅勤務でできる限り進めてきましたが、決算作業も監査作業も、実感として2割程度効率が落ちている状況でした。既に2月決算で決算延期を発表している企業もあります。
5. 2月決算の上場企業は200社超でしたが、3月決算になると、上場企業の3月本決算と、3月に四半期報告を迎える6月、9月、12月決算の合計で3,000社以上にも及ぶため、通常であっても4月～5月の2か月間で企業側、監査人側が相当な労力を使って監査を実施してきました。
6. 先ほどの通り2月決算の企業でも効率が下がっており、またすべての企業で在宅勤務の環境が整っているわけでもありませんし、監査法人側でも在宅勤務については、大手監査法人では相当程度整っていますが、準大手ではある程度、それ以外の法人では十分でないところもあり、決算・監査のスケジュールは遅れると考えられます。
7. また、決算・監査業務については、企業の経理部門と監査人だけではなく、企業の工場、営業、人事、総務など色々な箇所が活動して、集約した数字が決算に繋がっているため、数字に疑問が生じた際には色々な部署に確認が必要になり、その際に証憑や契約書の確認のために出社せざるを得ない状況も出てきてしまいます。
8. そのような状況について関係各所とどう対応するかについて議論した結果、4月3日に金融庁に事務局を務めて頂き、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」が設置されました。
9. 連絡協議会では、まずは企業の決算・監査の状況について、何らかの措置を講じなければ深刻な状況になるということが共有されました。
10. 次に、のれんや見積もりを伴う会計処理やその監査についてどのようにすればよいか議論されました。
11. もう一つは決算・監査、総会のスケジュールについて議論されました。
12. 決算、監査のスケジュールが在宅勤務などの影響で遅れていき、通常であれば4月中に

実施すべき作業が連休明けに持ち越された場合、当初の予定通り監査を完了することはかなり難しい状況になります。そのような状況でも予定通りに実施しようとするれば企業側も監査法人側も相当出社しなければなりません。

13. 企業に感染者が出てしまった場合はその企業の業務が止まることになります。監査法人の場合、多くの会計士は複数社の監査を掛け持ちしているため、監査法人に感染者がでると、複数企業の監査業務が止まってしまいます。仮に大規模監査法人が感染拡大防止のために監査法人の業務の一部あるいは全部を止めた場合には、3桁にも及ぶ企業数の監査業務が止まってしまうことになります。
14. そのため、監査法人の経営者は、監査法人で感染者が出てしまった場合に、担当していた企業にも迷惑を掛けてしまいますし、監査法人の業務も止まって感染者が担当した企業以外の監査業務が止まってしまうことを今一番恐れています。
15. また、決算スケジュールが遅れた状態で、定められた期間までに監査意見を出そうとしてしまうと、監査の手続が未了のまま限定付適正意見や意見不表明などイレギュラーな意見がかなりでてきてしまうことになってしまいます。一方、無理なスケジュールで無限定適正意見の表明を迫られれば、必要な監査手続を省略してしまい、監査の品質に問題が生じる懸念があります。
16. そういった問題意識は連絡協議会でも共有され、対策として、株主総会のスケジュール、決算や監査のスケジュールについて柔軟に対応することが議論され、その対策として、株主総会の開催時期を延期できる枠組みが2つ示されました。
17. 1つ目は、株主総会の開催を延期する方法として、法務省から基準日の変更の考え方が示されました。それを受けて、ある上場企業では、議決権行使の基準日を変更して株主総会を7月以降に開催予定することを発表しました。
18. 2つ目は、継続会を開催する方法で、先ず1度株主総会を開き、そこでは監査報告書の付いた計算書類を添付せず、定款変更や役員選任等の決議を済ませた後、合理的な期間内に継続会を開催する方法があります。合理的な期間とは、企業と監査人とが最善の努力をして監査報告書付きの計算書類を報告できるようになる期間と解されます。
19. そういった方法があることが4月15日に連絡協議会から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」という声明で示され、それを受けて日本公認会計士協会も会長声明「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について」を公表しました。
20. 株主や投資家の皆様にきちんとした決算や監査を示すことができるよう進めていくためには、かなりの企業に、株主総会の開催延期や継続会を検討して頂きたいと考えております。
21. その他、4月17日に修了考査の合格発表を実施しました。受験者数1,749人、合格者数854人、合格率48.8%となっています。昨年と比較して、合格者の人数については

昨年よりも増えていますが、合格率については下がっています。本来であれば、受験者には全員合格してほしいと考えていますが、合格率について2年連続で下がったことについては、原因を分析してしっかり対処していきます。

22. 3月23日に金融庁「監査基準の改訂について(公開草案)」及び「中間監査基準の改訂について(公開草案)」が公表されました。「その他の記載事項」、皆様には記述情報といった方が分かりやすいかもしれませんが、財務諸表以外の定性的な情報を含む情報について、監査人がどう関わるのかの改訂案になっています。また、国際的な動向も踏まえ、リスク・アプローチの強化についても改訂案が示されています。
23. 3月27日に金融庁「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」報告書が公表されました。この協議会ではIPOを促進するために関係者が取り組む課題が示されましたが、協会においてもプロジェクトチームを組成し、しっかりと取り組んでいきます。
24. 最後になりますが、監査法人の経営者は自分の監査法人を守ることを考えているわけではないことを皆様にはご理解いただきたいと考えています。大手3監査法人では上場企業約2,600社を担当しており、そのうち約7割が3月決算と考えられ、1つの監査法人で感染者が出てしまうと3桁に及ぶ企業の監査が行えなくなってしまう。
25. 現在できるだけ在宅勤務を徹底していますが、スケジュールの遅れた手続を全て連休明けに実行しようとするとしリソースは足りず、当初の予定までに監査意見を出せなくなってしまう。
26. 当初予定したスケジュールの形式的な遵守に必要以上に拘泥しようとするれば、現場では適切な監査手続が行えず、さらに審査のための十分な時間も確保できず、監査の品質を確保できない懸念が生じます。
27. 監査法人側も日本の資本市場の信頼を失ってしまうような状態は避けるため、決算、監査の時間の確保という解決策を、企業側と相談しているところだと思えます。是非皆さまにもご理解いただきたいと考えています。

新型コロナウイルスに関する会長声明等

最近の協会、業界の動向について で説明したため省略

以 上